

令和7年(ワ)第●●●●号 所有権移転登記手続請求事件

原告 ● ● ● ●

被告 ● ● ● ●

公示送達申立書

令和7年5月1日

東京地方裁判所民事第●部●係 御中

原告訴訟代理人弁護士 多 湖 章

頭書事件については、被告の住所、居所が知れず、通常の手続に従い、訴状の送達をすることができないため、被告に送達すべき書類を公示送達の方法により送達することを申し立てる。

(添付書類)

・ 調査結果報告書

以 上

令和7年(ワ)第●●●●号 所有権移転登記手続請求事件

原告 ● ● ● ●

被告 ● ● ● ●

調査結果報告書

令和7年5月1日

東京地方裁判所民事第●部●係 御中

原告訴訟代理人弁護士 多 湖 章

1 被告の住民票上の住所の調査

被告の住民票上の住所は訴状記載のとおり「東京都●●区●●●●」となっている(甲1)。

令和7年5月1日午後1時、当職において、同所の現地調査をしたものの、被告が居住している形跡は一切なかった。

写真1 (インターホンを押すも応答なし)	写真2 (郵便受けにはチラシが溜まっている)
写真3 (電気メーターは止まっている)	写真4 (隣人に話を聞くが「空き家」とのこと)

2 就業場所

令和7年4月30日、当職において、被告が、以前勤務していた●●株式会社に、電話で問い合わせたところ、令和7年3月25日付けで退職しており、被告の現在の住所及び就業場所は不明との回答であった(甲2)。

3 その他の調査

(1) 当職において、被告の名刺(甲3)に記載された携帯電話番号に架電したものの、呼出音は鳴るが応答はなかった。

(2) 弁護士会照会に基づき同携帯電話番号の「契約者住所」及び「払い宛先住所」を照会したものの、住民票上の住所と同一であった(甲4)。

4 結 語

以上のとおり、当職において被告の住所地を調査したものの、被告の居住は確認できず、被告の現在の居所を知る手立てがなく、また、現在の被告の就業先も不明であり、送達可能な被告の所在地を明らかにすることは極めて困難であるため、公示送達の方法による訴状送達を希望する次第である。

以 上